

観光施設外国人向け予約サイト 情報掲載支援事業

申請要領

申請等受付期間：令和6年1月11日 ～ 令和6年3月11日

令和5年12月 制定

令和6年 2月 改正

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階
電話 055-287-8030

【概要】

本県の観光産業は、いわゆるコロナ前においては、外国人旅行者の増加などにより活況を示していた一方、観光消費額については近年伸び悩んでいる状況でした。特に、2019年においては、訪日外国人観光客数は150万人で全国11位となる一方、観光消費額については一人当たり18,000円で全国44位となっています（訪日外国人消費動向調査）。

こうした状況を打開するためには、飲食店や体験などの観光施設（以下、「観光施設等」という。）が、海外予約サイト（日本国外のインバウンド観光客が閲覧し、直接観光施設等の予約をすることができる予約サイト、OTAのサイト等をいう。以下同じ。）に店舗・施設の情報を掲載することにより、インバウンド観光客からの予約を受けられるようにすることで、観光消費額の増大、及び収益性の向上につなげていく必要があります。

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局（以下、「事務局」という。）では、観光施設等事業者が、

- （1）仲介事業者を介して予約サイトに登録した上で行う情報の掲載（TypeA）
 - （2）仲介事業者を介さず、直接予約サイトに登録した上で行う情報の掲載（TypeB）
- に対して支援を行います。

【支援対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・ 県内に店舗又は施設が所在する観光施設等を経営する民間事業者（※1）（観光事業者（※2）、飲食店営業者（※3））
- ・ 自己又は自社の役員等が、山梨県暴力団排除条例に規定する「暴力団」に該当しないこと。
- ・ 国、又は法人税法別表第一に規定する公共法人に該当しないこと。
- ・ 政治団体ではないこと。
- ・ 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと（ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設は、当該事業部分に限る部分について申請可）。
- ・ 以上のほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと判断される店舗又は施設ではないこと。

※1 個人事業者を含みます。営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業届出書等により対象事業を営んでいることが確認できる必要があります。

※2 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受け入れを行う者

※3 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者

【支援対象事業等】

- （1）仲介事業者を介して行う情報の掲載（TypeA）

事務局が認定する仲介事業者と契約・登録を行った上で行う、海外予約サイトへの観光施設等の情報の掲載。

契約や登録に際し、登録料などの初期費用が必要になる場合には、次に掲げる条件等により補助（「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業初期費用補助金」。以下、単に「補助金」という。）を受けることができます。

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業初期費用補助金 (TypeA)	
主な経費	経費の細目
仲介事業者との契約締結や登録手続に要する経費	登録料
	契約締結の際の初期費用
	システム導入・構築費
	コンテンツ作成費・デザインに要する経費
	コンサルタント料
	その他初期費用
海外予約サイトへの登録・掲載に要する経費	登録料
	契約締結の際の初期費用
	システム導入・構築費
	コンテンツ作成費・デザインに要する経費
	その他初期費用
海外予約サイトに掲載する際に必要な、キャッシュレス決済整備に要する経費	備品購入費
	消耗品費
	システム導入・構築費
	その他初期費用

[補助率] 1/2以内

[補助限度額] 20万円（千円未満切り捨て）

- ・ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額、振込手数料、及び代引手数料は、補助対象外です。
- ・ 令和6年1月11日から令和6年3月11日までに支出した経費が対象です。
- ・ 1事業者1回限り申請することができます。
- ・ 他の支援制度による支援・補助等を受けた経費に対して、重ねて補助を受けることはできません。
- ・ 支出に係る支払い（引落し）を、令和6年3月11日までに完了してください。

(2) 仲介事業者を介さず直接行う情報の掲載 (TypeB)

観光施設等事業者が仲介事業者を介さず、直接海外予約サイト事業者と契約・登録して行う、観光施設等の情報の掲載。

「TypeB」における海外予約サイトについては、次に掲げる要件を充足する必要があります。

- ・ 海外予約サイトに掲載される販売価格が、観光施設等事業者が直接販売する際の価格と乖離していないこと
- ・ 観光施設等事業者が海外エンドユーザーの満足度を適切に把握できること

- ・ 事前決済が選択できること
- ・ 無断キャンセルへの対応を実施していること
- ・ 観光施設等事業者の予約に伴う販売代金等の管理ができること
- ・ 直接的に海外予約サイトへの販売経路が確保されていること

契約や登録に際し、登録料などの初期費用が必要になる場合には、次に掲げる条件等により補助（「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業初期費用補助金」。以下、単に「補助金」という。）を受けることができます。

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業初期費用補助金（TypeB）	
主な経費	経費の細目
海外予約サイトへの登録・掲載に要する経費	登録料
	契約締結の際の初期費用
	システム導入・構築費
	コンテンツ作成費・デザインに要する経費
	その他初期費用
海外予約サイトに掲載する際に必要な、キャッシュレス決済整備に要する経費	備品購入費
	消耗品費
	システム導入・構築費
	その他初期費用

[補助率] 1/2以内

[補助限度額] 20万円（千円未満切り捨て）

- ・ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額、振込手数料、及び代引手数料は、補助対象外です。
- ・ 令和6年1月1日から令和6年3月11日までに支出した経費が対象です。
- ・ 1事業者1回限り申請することができます。
- ・ 他の支援制度による支援・補助等を受けた経費に対して、重ねて補助を受けることはできません。
- ・ 支出に係る支払い（引落し）を、令和6年3月11日までに完了してください。

（3）関係会社からの調達等の扱いについて（TypeA・TypeB 共通）

補助対象となる取組みを実施するに際し、自社やグループ会社などの関係会社と、物品の購入、役務の提供、業務の委託等がある場合には、それらに要する経費の補助対象経費としての扱いは、次のとおり取り扱うこととします。

これらの項目に該当する場合には、交付申請書兼実績報告書に、製造原価等が分かる資料を添付してください。

① 申請者自身（自社）からの調達

製造原価（※1）を補助対象経費とします。

② 100%同一の資本に属するグループ企業（完全子会社など）

取引価格が製造原価（※1）以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）におけ

る売上高に対する売上総利益（※2）の割合によって、利益相当額を算定の上控除します。

$$\text{取引価格} \times \{1 - (\text{売上総利益} / \text{売上高})\} = \text{補助対象経費}$$

③ 申請者の関係会社（※3）

取引価格が、製造原価（※1）、販売費及び一般管理費（※1）の合計額以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益（※2）の割合により、利益相当額を算定の上控除します。

$$\text{取引価格} \times \{1 - (\text{営業利益} / \text{売上高})\} = \text{補助対象経費}$$

※1 製造原価、販売費及び一般管理費については、それらが補助金申請に係る調達等に対する経費であることが分かる資料を、上記②及び③の「これにより難しい場合」に該当するときは調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）の写しを、それぞれ添付してください。

※2 売上総利益、営業利益がマイナスの場合は、0として扱います。

※3 「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項）。

【提出書類】

- ①観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書（様式第1）
 - ②観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業完了届（様式第2）
 - ③観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - ④誓約書
 - ⑤交付申請書兼実績報告書別紙
 - ⑥営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業届出書その他対象施設を営んでいることが確認できる資料
 - ⑦「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書」（様式第1）の写し
 - ⑧契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し
 - ⑨振込口座が分かるもの（通帳の写し等）
 - ⑩その他知事が必要と認める書類
- （③～⑨は、初期費用の補助を希望する場合のみ必要）

【提出方法】

受付窓口へ提出

※1 書類の不備等がある場合は、再度の提出をお願いする場合があります。

※2 郵送の場合は封筒に差出人の住所・氏名（名称・担当者）を御記入ください。

【提出期限】

① 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書

令和6年2月20日（必着）

上記①以外の書類

令和6年3月11日（必着）

【受付窓口】

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

電話 055-287-8030 メールアドレス yamanashi7st@gmail.com

[窓口開設時間] 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後5時

【その他留意事項】

- ・ 県、事務局又は国の機関から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じなければなりません。
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は利用できません。このことを確認するため必要な事項を、山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があります。
- ・ 補助金に関する支出書類は、交付決定通知書に記載されている財産処分制限期間（記載がない場合は補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間）が経過するまで保存してください。
- ・ 補助金を受けて取得した設備は、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や廃棄などの処分はできません。（譲渡や廃棄などの処分を行う場合には、事前に県の承認を得る必要があります。）
- ・ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・ 予算の状況により、令和6年3月11日を待たずに受付を終了する場合があります。

【手続きの流れ】

① 支援の申込

「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書」を提出します。

- ・ 仲介事業者の利用、初期費用の補助を希望する場合には、その旨明記してください（補助金の利用には、別途申請が必要です。）。

【受付締切】 令和6年2月20日

【受付窓口】 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 4階 電話 055-287-8030
メールアドレス yamanashi7st@gmail.com



② 海外予約サイト登録・掲載等支援

観光施設等事業者が希望する海外予約サイトに掲載を行います。

- ・ (該当施設等のみ) 「Google Business Profile」への登録が未了の場合、事務局による支援が受けられます。
- ・ (TypeAのみ) 仲介事業者等を利用する場合には、認定を受けた仲介事業者の中から、希望する仲介事業者への登録・契約等を行います（事務局において登録等の支援）。
- ・ 海外予約サイトを選定の上、登録・掲載等の手続きを行います（事務局又は認定仲介事業者による支援）。
- ・ 掲載内容等を確認し、疑義がある場合には、海外予約サイトに修正等を依頼します（掲載された販売価格が直接販売の場合と異なるなどの場合・事務局又は認定仲介事業者による支援）。
- ・ 掲載後の状況についてのアンケートをお願いいたします（事務局に提出・下記）。



③ 実績報告及び補助金請求（補助金利用者のみ）

認定仲介事業者又は海外予約サイトへの登録等に際し必要となる初期費用について、補助金の利用を希望する場合には、事務局あて交付申請書兼実績報告書を提出します（支援申込書を提出しても、交付申請書兼実績報告書を提出しなければ補助金を受けることができません）。

- ・ **令和6年3月11日**までに事業を完了（経費の支払いをすべて終了）させる必要があります。

【受付締切】 **令和6年3月11日**

【受付窓口】 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 4階 電話 055-287-8030
メールアドレス yamanashi7st@gmail.com



④補助金交付決定通知兼額の確定通知・補助金の受領（補助金利用者のみ）

補助金交付決定通知兼額の確定通知を受領します。

- ・通知は申請・報告書類等を事務局及び県が審査し、内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・追って補助金が支払われます。



⑤事業完了の届

海外予約サイトへの掲載が完了した段階で、「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業完了届」を提出いただきます。

- ・掲載後の予約状況等についてのアンケートにお答えいただきます（上記完了届に添付）。